

第35回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和5年5月23日（火）午後1時52分
閉 会 令和5年5月23日（火）午後2時30分
場 所 市役所北庁舎3階第6会議室

2 会議録署名委員

- 14番 伊藤久夫委員 15番 千金楽千詠委員
12番 市川耕作委員（会長）

3 出席委員

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 筒井敏彦委員 | 2番 松村昌治委員 |
| 3番 堀江甚貴委員 | 4番 菊池伸明委員 |
| 5番 高木一郎委員 | 6番 石川孝治委員 |
| 7番 平田佳子委員 | 8番 住崎岩衛委員 |
| 9番 小林茂委員 | 10番 大室正行委員 |
| 11番 小牧直子委員 | 12番 市川耕作委員 |
| 13番 澤井正委員 | 14番 伊藤久夫委員 |
| 15番 千金楽千詠委員 | 16番 岡田正宏委員 |
| 17番 志水清隆委員 | 18番 榎本重雄委員 |
| 19番 石坂成雄委員 | 20番 戸井田昭次委員 |

4 議 長

- 12番 市川耕作委員（会長）

5 事務局（説明員）

高野和夫局長 加藤泰幸係長 荻野奈未事務職員 樫澤有一事務職員
原口幸代事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について（農地法第4条関係）
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 第5号議題 都市農地の貸借に係る事業計画の認定について
- 8 第6号議題 報告 農地の賃貸借の合意解約について（農地法第18条関係）
- 9 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について ……資料No. 1
 - (2) 5月度活動報告について ……資料No. 2
 - (3) 次回の総会開催日
日 時 令和5年6月20日（火） 午後2時から
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室
 - (4) その他

午後 1 時 5 2 分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から第 35 回府中市農業委員会総会を開会します。

先週の北多摩地区農業委員会連合会 50 周年記念式典に参加された方、ご苦労様でした。ありがとうございました。

前回、市の定期人事異動で異動した中村さんの紹介をしましたが、新たに農業委員会に配属になりました秋田さんが、ちょうど研修中でこちらに来ることができませんでした。本日来ておりますので、事務局長から紹介させていただきます。

○事務局（高野事務局長） はい、会長。ただいまご説明がございました、中村の後任といたしまして秋田が新たに着任いたしました。本日、本人が来ておりますので一言ご挨拶をさせていただきます。

○事務局（秋田事務職員） 今年から配属になりました秋田と申します。まだ社会人経験 1 年目で不手際が多く、皆様にも教えていただくことが多いと思いますが、少しでも早く仕事を覚えるようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局（高野事務局長） はい、皆様よろしく願いいたします。秋田につきましては事務処理がございますので、ここで退席させていただきます。以上でございます。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございました。それでは総会を開催したいと思えます。

本日は欠席者もなく、出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思えますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただきます。よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、14 番、伊藤委員さん、15 番、千金楽委員さんをお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけたいと思えますので、議案の説明は、事前

にお配りしている説明書をお読みいただいていると思われることから説明を省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は4件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第1号議題の説明文

第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇。土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇、277平方メートル。届出書が到達した日は令和5年4月20日、転用の目的は共同住宅となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地確認は石坂委員さんをお願いしています。

第2項、届出者は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇。土地の所在は、是政〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、484平方メートル。届出書が到達した日は令和5年4月21日、転用の目的は駐車場となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地確認は伊藤委員さんをお願いしています。

第3項、届出者は朝日町〇の〇の〇、〇〇〇〇〇〇、朝日町〇の〇の〇、〇〇〇〇。土地の所在は朝日町〇の〇の〇〇、43平方メートル。届出書が到達した日は令和5年4月26日、転用の目的は敷地延長となっております。

第4項、届出者は朝日町〇の〇の〇、〇〇〇〇。土地の所在は朝日町〇の〇の〇〇、51平方メートル。届出書が到達した日は令和5年4月26日、転用の目的は第3項と同じで敷地延長となっております。

6、8ページの案内図は第3項、第4項の当該地を示しております。現地確認は、いずれも戸井田委員さんをお願いしております。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地確認は石坂委員さんをお願いしています。

第2項の現地確認は伊藤委員さんをお願いしています。

第3項、第4項の現地確認は戸井田委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、石坂委員さん如何でしょうか。

○委員（石坂委員） はい、資料の2ページですが、11日に現地を確認してまいりました。現地の状況は既に建物の建築が終了してしまっていて、敷地いっぱい建物建っていました。特にこれとって問題はないと思います。

○議長（市川委員） はい、続きまして、第2項、伊藤委員さん如何でしょうか。

○委員（伊藤委員） はい、5月20日に現地を確認しました。4ページの当該地で左側の約半分が今まで駐車場でしたが、それを拡大したという感じです。これとって問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第3項、第4項、戸井田委員さん如何でしょうか。

○委員（戸井田委員） はい、案内図は6と8ページで、先日の20日に確認に行きました。敷地の家の前に若干残っている土地を転用するようで、現地に行った時ちょうどご主人がいたのでお話ししたところ、転用後隣同士で敷地を交換すると言っておりました。現況はもう整地されておきまして、特に問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第4項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は9件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は武蔵野市境〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は矢崎町〇の〇の〇、〇〇〇〇〇。土地の所在は、是政〇の〇〇の〇、〇、〇〇の合計3筆、735平方メートルで、所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年4月10日、転用の目的は建売住宅6棟となっております。

10ページの案内図は当該地を示しております。

第2項、譲受人譲渡人とも第1項と同じで譲受人は株式会社〇〇〇〇、譲渡人は〇〇〇〇〇。土地の所在は、矢崎町〇の〇の〇、〇、〇の合計3筆、726平

方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、第1項と同じ4月10日、転用の目的は建売住宅7棟となっています。

12ページの案内図は当該地を示しております。なお、当該地は従前より農地の賃貸借がされていましたが、賃貸借の合意解約が令和5年3月13日に成立し、転用届出が出されたものです。なお、合意解約については、第6号議題で報告しています。以上の第1項第2項の現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

第3項、譲受人は立川市泉町〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇株式会社、支配人〇〇〇〇、譲渡人は西府町〇の〇の〇、〇〇〇〇。土地の所在は、西府町〇の〇の〇、〇、〇の合計3筆、660平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年4月10日、転用の目的は建売住宅5棟となっています。

14ページの案内図は当該地を示しております。

第4項、譲受人は武蔵野市境〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇〇〇〇、譲渡人は日新町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇。土地の所在は、日新町〇の〇〇の〇、1,872平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年4月21日、転用の目的は建売住宅16棟となっています。

16ページの案内図は当該地を示しております。以上の第3項第4項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

第5項、譲受人は美好町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇。土地の所在は、西原町〇の〇〇の〇〇、103平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年4月14日、転用の目的は専用住宅となっています。

18ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしていますが、現地は昨年11月に建売住宅8棟建築を目的に〇〇〇〇株式会社が所有権を得たところですが、今回の譲受人が土地のみを購入し、建築会社は自ら探すとの強い要望により再度の転用となったものです。

第6項、譲受人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇。土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、〇、〇〇の合計3筆、2,908平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年4月26日、転用の目的は建売住宅20棟で、案内

図の当該地の南側角の実線で囲まれた部分を含めての計画となっています。

20ページの案内図は当該地を示しております。

第7項、譲受人は相模原市中央区富士見〇の〇の〇、〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇。土地の所在は、四谷〇の〇の〇、307平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年5月9日、転用の目的は建売住宅3棟となっています。

22ページの案内図は当該地を示しております。以上の第6項第7項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第8項、譲受人は武蔵野市吉祥寺北町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は若松町〇の〇の〇、〇〇〇〇〇〇。土地の所在は、若松町〇の〇の〇、〇、〇〇の〇〇の合計3筆、1,541平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年4月27日、転用の目的は建売住宅10棟となっています。

24ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

第9項、譲受人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は緑町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は、天神町〇の〇〇の〇、〇〇の合計2筆、2,699平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年5月12日、転用の目的は建売住宅21棟となっています。

26ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

〇事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、第2項の現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

第3項、第4項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

第5項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

第6項、第7項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第8項の現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

第9項の現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、第2項、伊藤委員さん如何でしょうか。

○委員（伊藤委員） はい、第1項ですが10ページの当該地の道路沿いのところにこの地域の公会堂があつて、奥の方は農協でジャガイモやダイコンを作っていました。今現在は工事が進んで基礎とか防水工事とかが行われており問題ありません。

第2項は、この後6号議題で賃貸借の解約が出てきますけど、現在はもう整地が終わっている状態で問題ないと思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて第3項、第4項、石川委員さん如何でしょうか。

○委員（石川委員） はい、第3項の14ページですが、まだ何もしていない状態で、建築予定の看板を立ててあり何の問題もありません。

第4項につきましては、重機を使って造成中でありました。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、続いて第5項、澤井委員さん如何でしょうか。

○委員（澤井委員） はい、11日に現地確認に行きました。18ページのところで以前に一度出た場所ですが、今回、また見に行きましたが、区画の整地がしてありましたので、問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、第6項、第7項は私です。第6項については19ページ、20ページになります。20ページの土地ですがかなり広い土地になります。相続の関係で生産緑地を解除して売却したものです。15日に現地に行つてまいりました。草が生えておりますけれど、20棟建売が建つ業者の看板が立っており、やむを得ない事情かなと思います。特に問題ありません。

第7項は21ページ、22ページになります。ここは田んぼでしたが、こちらも相続の関係で生産緑地を解除して売却し、建売住宅になる予定です。草が生えておりましたけれど、まだ業者は入っておりませんでした。

続いて、第8項、大室委員さん如何でしょうか。

○委員（大室委員） はい、資料の23ページ、24ページです。5月18日に現地確認に行きました。転用の目的が建売住宅ということで、重機が入り造成工事が始まっていました。問題はないと思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、続いて第9項、堀江委員さん如何でしょうか。

○委員（堀江委員） はい、25、26ページです。5月18日に現地確認に行つて来ました。10cm位の草が全体に生えていましたが問題はないと思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、他に、ご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、第1項から第9項の報告を了承することにいたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇。特例適用農地は紅葉丘〇の〇〇の〇、畑、1, 014平方メートルの内514平方メートル。

28から30ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、31ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、岡田委員さん如何でしょうか。

○委員（岡田委員） はい、案内図の31ページをご覧ください。5月15日に現地確認に行っていました。果樹等を栽培している様子で防草シートを敷いていて、特に問題ありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、第1項は証明することといたします。

次に「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は9件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和2年3月26日から令和5年4月11日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇。土地の所在は押立町〇の〇〇の〇、畑、409平方メートル。

第2項、次の者が令和2年6月8日から令和5年5月1日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇〇〇。土地の所在は小柳町〇の〇の〇〇、畑、1,599.59平方メートルで、所有権持分10分の6。

第3項、証明期間、申請者、土地の所在とも第2項と同じで、地積が1,066.39平方メートルで、所有権持分10分の4。

なお、以上の2件の第2項は申請者の父からの相続分、第3項は申請者の母からの相続分で、それぞれ相続税の納税猶予を受けています。

従って、3年毎に税務署に相続税の納税猶予の継続届出書をそれぞれ提出することになりますが、3年毎に提出する周期が合ったことと相続月日が近かったことから、2件同時の証明申請となっています。

33ページに移りまして、第4項、次の者が令和2年4月13日から令和5年4月18日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇。土地の所在は多磨町〇の〇〇の〇、畑、1,950平方メートル。

第5項、次の者が令和2年6月26日から令和5年4月23日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇〇。土地の所在は紅葉丘〇の〇の〇、〇の〇、〇の〇、〇、〇の〇、〇、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇〇の〇の合計11筆、畑、3,751.52平方メートル。

第6項、次の者が令和2年5月7日から令和5年5月7日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇。土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の合計3筆、田、729平方メートル。

34ページに移りまして、第7項、次の者が令和2年6月23日から令和5年

5月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇。土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、田、900平方メートル。

第8項、次の者が令和2年5月14日から令和5年5月10日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、押立町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇の〇、〇、〇、〇の〇〇の〇、〇、〇〇、〇の〇の〇、〇、〇、〇、〇の合計11筆、田と畑を合わせて2,804平方メートル。

第9項、次の者が令和2年5月22日から令和5年5月10日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国立市谷保〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は日新町〇の〇〇の〇、田、1,802.01平方メートル。

35,36ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

37ページの案内図は当該地を示しております。

38から41ページは〇〇氏から提出された2件分の証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

42ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項から第3項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

43,44ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、五葉松を生産しています。

45ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

46,47ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

48ページの案内図は当該地4箇所を示しております。現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

49,50ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、お米を生産しています。

51ページの案内図は当該地を示しております。

52,53ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書

で、各種野菜、花等を生産しています。

54ページの案内図は当該地を示しております。以上の第6項第7項の現地の確認は、市川会長さんをお願いしております。

55、56ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、小松菜等を生産しています。

57、58ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は榎本委員さんをお願いしています。

59、60ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、現在は大部分がきれいに耕してあり、これから作付けをすると思われます。

61ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項から第3項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

第5項の現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

第6項、第7項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第8項の現地の確認は榎本委員さんをお願いしています。

第9項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） それでは、第1項から第3項、岡田委員さん如何でしょうか。

○委員（岡田委員） はい、第1項は案内図37ページになります。4月28日に現地確認してまいりまして、多品目の野菜が栽培されて、大変きれいに管理されており、何の問題もありせん。

第2項、第3項、案内図の42ページをご覧ください。5月15日に現地確認に行つてまいりました。果樹棚にて果樹を栽培していて、野菜等も植えられており大変きれいに管理されており何の問題もありません。以上です。

○議長（市川委員） 続きまして第4項、戸井田委員さん如何ですか。

○委員（戸井田委員） はい、案内図の45ページです。ネギとかニンニクをやつておりまして、きれいに整備されておりました。問題ありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて第5項、石坂委員さん

如何でしょうか。

○委員（石坂委員） はい、5月11日に見てまいりました。地図でいうと48ページになります。畑は全部で4か所になりますが、どこの畑も赤土を客土して高くなっていました。各畑とも全面を使用している感じではないのですが、それぞれに夏野菜などを植えて栽培をしていました。全面を使っているわけではないので草が生えているかと思いましたが、草の管理も非常にきれいにしてあって目立つ雑草等は無かったです。問題ありません。以上です。

第6項、第7項は私です。第6項について、51ページになります。ここは田んぼになっております。まだ稲は植えていませんが準備して耕されている状態です。問題はありません。

第7項について地図でいいますと54ページになります。当該地の下半分は花等が栽培されていまして、上半分がジャガイモやナスなどのいろいろな夏野菜が植えられておりました。問題ありません。

次に、第8項、榎本委員さん如何でしょうか。

○委員（榎本委員） はい、20日に現地確認に行ったところ、きちんと肥培管理されていて、コマツナ、エダマメ等が栽培されていて問題ありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて第9項、石川委員さん如何でしょうか。

○委員（石川委員） はい、61ページになります。ここはタマネギとジャガイモが植えてありまして、全く問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に、ご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第9項は証明することといたします。

次に、「第5号議題 都市農地の貸借に係る事業計画の認定について」を議題とします。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第5号議題の説明文

第5号議題、都市農地の貸借に係る事業計画の認定について。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、認定申請があった別記事業計画を審査し認定するものです。

今回は2件の審査となります。

63ページをご覧ください。

第1項、別記、1の申請者の氏名等の使用借人は是政〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、使用貸人は是政〇の〇〇の〇、〇〇〇〇。

2の土地の所在等は矢崎町〇の〇〇の〇〇，〇〇の合計2筆、畑、783平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の設定期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間となっています。

3の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、合計806平方メートル。

4の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計1,589平方メートル。

64ページに移りまして、事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目2の認定要件の予備審査において、いずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目1と2は、67ページの認定申請書の事業計画3「都市農地における耕作の事業の内容のイ」。

予備審査の項目3は、69ページの一番下の6「周辺地域との関係」。

予備審査の項目4は、68ページの5の1「申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況」と69ページの5の2「申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」で、それぞれ確認し、適としています。

70ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしております。

第2項、別記、1の申請者の氏名等の使用借人は四谷〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、使用貸人は本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇。

2の土地の所在等は日新町〇の〇〇の〇、〇〇の〇の合計2筆、畑、1,785平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の設定期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間となっています。

3の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、合計6,194.61平方メートル。

4の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計7,979.61平方メートル。

72ページに移りまして、事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目2の認定要件の予備審査において、いずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目1と2は、75ページの認定申請書の事業計画3「都市農地における耕作の事業の内容のイ」。

予備審査の項目3は、77ページの一番下の6「周辺地域との関係」。

予備審査の項目4は、76ページの5の1「申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況」と77ページの5の2「申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」で、それぞれ確認し、適としています。

78ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしております。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第5号議題、都市農地の貸借に係る事業計画の認定について。

第1項の現地の確認は伊藤委員さんをお願いしております。

第2項の現地の確認は松村委員さんをお願いしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、伊藤委員さん如何でしょうか。

○委員（伊藤委員） はい、案内図の70ページ。この当該地は田んぼをやっていたのですが、田んぼが終わるとその後は何もせず、草がすごかったという土地です。今現在はトラクターで耕してあり、今後、草は生えないような形になると思います。問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて第2項、松村委員さん如何でしょうか。

○委員（松村委員） はい、案内図の78ページ。2か所あるのですが、右側の方は、いま何も植わっていないで、きれいに耕されていたので、問題ないと思います。左側の方は、トウモロコシとエダマメが栽培されていて、草も生えておらずこちらも問題ないと思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第1項、第2項について、他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項は認定することといたします。

次に、「第6号議題 報告 農地の賃貸借の合意解約について」を議題とします。

本件は記載の通り賃貸人が〇〇〇氏、賃借人が〇〇氏で令和5年3月13日に合意解約となったものです

第6号議題の説明文

本件は、〇〇氏が当該農地を借りて耕作をしていましたが、所有者である〇〇〇氏が解約の申入れをして、合意解約となったものです。

1の当事者の賃貸人は矢崎町〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、賃借人は是政〇の〇の〇〇、〇〇〇〇、2の土地の所在は矢崎町〇の〇の〇、〇、〇の合計3筆、田、726平方メートル。3から6の賃貸借契約の内容、合意解約の合意が成立した日にち等は記載の通りです。

80ページから82ページは農地法第18条第6項の規定による通知書、解約の合意書で、83ページの案内図は当該地を示しております。当該地は第2号議題、第2項の当該地となります。

○議長（市川委員） 皆さんからご意見等ありますでしょうか。（…）

ご意見等がないようですので、本件は報告を了承することといたします。

次に9「その他」に入ります。

はじめに（1）資料ナンバー1の「生産緑地地区の制限解除について」ですが、何かありますでしょうか。2件の買取り申請がありましたが、買取りはなしということのようです。（…）

ないようでしたら、次に（2）資料ナンバー2の「5月度活動報告について」ですが、何かありますでしょうか。（…）

なければ（3）「次回の総会開催日」ですが、今回は6月20日、火曜日、午後2時から第1会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。

次に（4）のその他ですが、委員の皆さまから何かありますか。（…）

ないようでしたら私の方から一件。ご承知の方もいらっしゃると思いますが、全国ミニトマト選手権というものが4月の中旬にあつて、その中で府中市の澤井正委員さんの息子さんやっているミニトマトが、トマト全般をハウスでやってらっしゃるのですが、ミニトマト選手権で全国一番になりました。全国大会ということで全国から107点出品がありまして、野菜ソムリエ50数人が全部を味見して、その中で金賞、銀賞、銅賞という3種類の賞の中でも、最高金賞を受賞しました。聞いたところでは最高金賞と金賞は3件だったということで、最高金賞と金賞の2つも受賞されたそうです。おめでとうございます。

他になれば、事務局から何かありますか。

○事務局（原口事務職員） はい、会長、私から2件ございまして、1件目は「農

地を残す！相続対策セミナー」というチラシを置かせていただきました。こちらにご興味があり参加を希望される方は、事務局で取りまとめて出席報告をいたしますので、電話で結構なので6月5日までにご連絡をお願いします。

もう1件は、毎年5月の総会で依頼しております優秀農業経営者等の推薦についてです。

お手元にお配りしております資料ナンバー1と2、資料ナンバー1は表彰に関する推薦基準や要綱についてと、過去10年間の優秀農業経営者、優秀女性農業従事者の資料になります。これに基づいて推薦をお願いします。この優秀農業経営者と優秀女性農業従事者受賞者の府中市からの褒賞対象者は過去10年間に受賞されていない方になりますので、令和5年度の推薦からは除かれます。

提出資料はクリップ留めで配布させて頂いております「令和5年度優秀農業経営者及び優秀女性農業従事者事績調書」、新規就労者奨励事業に係る推薦として「東京都新規就農者調査票兼奨励賞推薦書」を6月9日、金曜日までに事務局へ提出をよろしく願いいたします。

優秀農業経営者については、資料ナンバー1の1ページ(1)アにあります通り、経営者のみならず意欲をもって農業経営に参画する共同経営者も含めて、ご推薦していただければと思います。

優秀女性委農業従事者については、昨年度推薦者がいらっしゃらなかったのも、ぜひ今年にご推薦をお願いしたいということと新規就農者については、本日現在、東京都振興財団より正式な依頼の書類が届いておりませんが、例年通り実施するとの連絡を受けておりますので、取り急ぎ推薦書は昨年度の物をコピーしてお渡しさせて頂いております。要領等は届き次第お送りさせていただきますので、もし、お近くに新規就農の方がいらっしゃいましたら、ぜひ推薦をお願いします。

資料ナンバー2は優秀農業者等、府中市、東京都農業会議、北多摩地区農業委員会連合会からの各受賞者名簿になりますので、参考資料としてご活用ください。

推薦いただいた方々を取りまとめて、農業経営部会に所属されている委員さんに審査をしていただき、その後の総会にてご報告させていただきます。今回は農業経営部会を、6月20日、火曜日、第1会議室で開催予定の総会後に開催したいと思っておりますので、農業経営部会の方々は同会議室にお残りいただきますようお願いいたします。なお、今年度の褒賞に伴う予定されている式典は府中市農業振興褒賞式典、第65回東京都農業委員・農業者大会、北多摩地区農業委員会連合会表彰式典、府

中市農業まつりになります。以上になります。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。優秀農業経営者ということで昨年は皆さん遠慮されていたみたいで少なかったので、ぜひ多数の推薦をよろしくお願ひしたいと思います。JAの支部長等と相談されて出していただければと思います。他にありますか。（…）

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第35回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

次回も、新型コロナウイルス感染予防対策を行って総会を開催したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました。

午後2時30分閉会

